水道料金・下水道使用料が変わります

消費税率が１０％に引き上げになります。
松茂町では、<u>令和２年２月納付分より</u>水道料金・下水道使用料を下記のとおり改定します。

水　道　料　金　の　比　較　表

現行　（料金には消費税８％含む）

料率／用途	1世帯1事業所 基本水量	1世帯1事業所 基本料金	超過料金 1㎥につき
13㎜用	10㎥まで	950円	118円
20㎜用	20㎥まで	2,376円	142円
25㎜用	25㎥まで	3,564円	154円
30㎜用	30㎥まで	4,633円	166円
40㎜用	40㎥まで	6,652円	178円
50㎜用	50㎥まで	8,910円	190円
75㎜用	75㎥まで	14,256円	201円
船舶	1㎥につき356円		
臨時	1㎥につき356円		

改定後　（料金には消費税１０％含む）

料率／用途	1世帯1事業所 基本水量	1世帯1事業所 基本料金	超過料金 1㎥につき
13㎜用	10㎥まで	968円	121円
20㎜用	20㎥まで	2,420円	145円
25㎜用	25㎥まで	3,630円	157円
30㎜用	30㎥まで	4,719円	169円
40㎜用	40㎥まで	6,776円	181円
50㎜用	50㎥まで	9,075円	193円
75㎜用	75㎥まで	14,520円	205円
船舶	1㎥につき363円		
臨時	1㎥につき363円		

※検針及び毎月の料金の計算・請求方法は従前と変更はありません

下　水　道　使　用　料　の　比　較　表

※長岸・中喜来・北川向地区農業集落排水・松茂ﾆｭｰﾀｳﾝ汚水処理施設及び公共下水道をご利用の皆様が対象

現行　（料金には消費税８％含む）

基本料金		超過料金	
汚水量	金　額	汚水量	1㎥につき
13㎥まで	1,540円	13㎥を超えるもの	154円

改定後　（料金には消費税１０％含む）

基本料金		超過料金	
汚水量	金　額	汚水量	1㎥につき
13㎥まで	1,570円	13㎥を超えるもの	157円

※検針及び毎月の料金の計算・請求方法は従前と変更はありません

☆改定料金への切り替えについて

松茂町は、口径や区域別または下水道等の利用の有無により、検針期日や算定方法が異なりますので、令和２年２月納付分から改定後の料金を適用させていただきます。

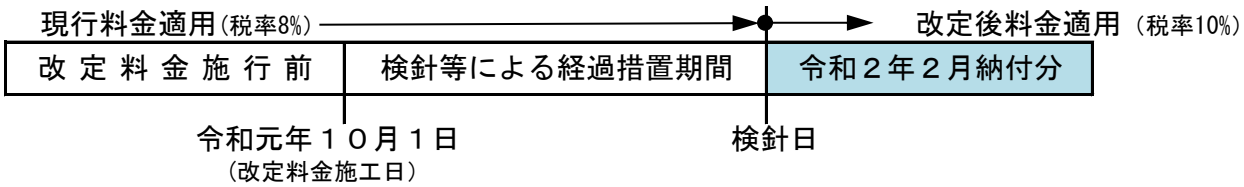

☆料金についてのお問い合わせ先

松茂町上下水道課　　**０８８－６９９－８７１６（水道係）**
０８８－６９９－８７１７（下水道係）